

杉並区告示第406号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び国民健康保険法第78条（昭和33年法律第192号）に基づき、下記のとおり公示送達します。

なお、送達すべき書類は杉並区保健福祉部国保年金課に保管しているため、納付義務者からの請求があれば、いつでも交付します。

令和 8年 9月 3日

杉並区長 岸 本 聡 子

記

1 送達を受けるべき者

氏名 HO JERN WEI

以上